「保険医療機関及び保険医療養担当規則」第五条の三に基づく掲示

当院は、厚生労働省に対して、

「入院時食事療養(Ⅰ)」の

届け出を行っております。

■管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食は6時以降)、適温で提供しております。

【ご参考】入院時食事療養費 (10割負担の場合の価格)

入院時食事療養費(Ⅰ)／1食につき	
(1)　(2)以外の場合	730円
(2)　流動食のみを提供する場合	665円
※特別食を提供したときは、1食につき76円を加算。	

実際には、患者さんの所得に応じた負担額が設定され、お支払いいただく金額は異なります。

一般の方	指定難病の方	住民税非課税世帯の方	住民税非課税世帯の方で、過去1年間の入院日数が90日を超えている場合	住民税非課税世帯に属し、かつ所得が一定基準に満たない70歳以上の高齢受給者
1食につき 550円	1食につき 330円	1食につき 270円	1食につき 220円	1食につき 130円

医療法人 一祐会
藤本病院

●担当部門／栄養科･医事サービス課　●掲示開始日／2026年6月1日　●掲示終了日／変更の日まで　●事務部部長承認済（検印省略）